

1 議事（答申に向けた審議）について	
（1）答申に向けたスケジュールについて	
問題ないと思います。	武内 ゆかり
特に意見はありません。	八神 健一
審議会が定期的開催されないため（COVID-19問題発生以前から空白期間が長い）、何を諮問されているのかが不明瞭になってきていると思います。諮問書を読んで「あり方」の諮問を受けても、何を具体的に議論してほしいのかが伝わってこないのです。過去の枠組みに基づいた東京都の既定方針があるようで、議論が弾んでも、その場限りで終わってしまうのを何とかできないかと歯がゆく思っています。	打越 綾子
今後のスケジュール案については了解しました。新型コロナウイルス感染症の影響がでないことを願います。	田畑 直樹
・資料1；スケジュールについては異論ありません。 ・資料2；第3時期推進計画に盛り込むべき主な事項＜動物の適正飼養の啓発と徹底＞の箇条に、資料3にある「動物の遺棄・虐待防止対策について」がないのは、資料2が事務局素案だからでしょうか？	町屋 奈
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、オンラインでの開催等柔軟に対応していただきたい。	崎田 克康
特に意見はありません。	村中 志朗
特に問題なし	鈴木 奈保子
特になし。	工藤 久美子
検討事項の適正飼養の項目に入っておりますが、多頭飼育の問題が深刻で致死処分数や、災害時の周辺環境への影響も大きいため、特に審議に時間を割いていただけたらと思います。 スケジュール調整は余裕のない中をありがとうございます。調整できるようであれば答申のまとめの前に2回でなく3回にしてでも、しっかりと審議できる時間を作ってください。	友森 玲子
異議ありません。	光永 謙太郎
特に異議ありません。	滝川 クリステル
新型コロナウイルスという大きな感染拡大ということが動物愛護に与えた影響もきちんと検証した上で最終報告をまとめるべきだと思います。	高倉 良生
特に問題ありません。	中屋 文孝
特になし。	宇賀神 雅彦
意見等はありません。	高橋 豊

(2) 法改正等の動向を踏まえた対応について	
① 動物の適正飼養の啓発と徹底	
問題ないと思います。	武内 ゆかり
市区町村における動物愛護管理担当職員の在り方は、とても重要な課題と思いますが、それぞれの市区町村の実状、問題点は多岐にわたり、住民からのニーズも様々と思われます。動物愛護はもちろんですが、危害防止や生活環境（自然環境も含めて）への悪影響防止の観点でも啓発と徹底をお願いします。	八神 健一
一般市区町村での動物愛護管理担当職員の設置については、設置そのものは各自治体の判断に任されるべきと思いますが、一般市区町村の事務職員向けの研修会などを積極的に行うことを考えていただければと思います。 その際には、市区町村でも理解しておくべき法制度の説明、市区町村が対応すべき地域社会の問題（適正飼養の普及啓発、多頭飼育や近隣トラブル対応、災害時対応など）など、これまで東京都が積極的に行ってきた「一般市民」や「愛護推進員」向けの内容の延長ではなく、しっかりと「行政職員」向けの内容が必要であると思います。そして、動物行動学やしつけの方法に詳しい動物に関わる講師ばかりでなく、法律や官民連携といったテーマも重要ではないでしょうか。さらに、担当部局への参加依頼だけでなく、関心のある市区町村職員が参加できるように、時には土日開催にするなど工夫をしていただきたいです。「動物愛護管理行政は地域社会の課題であり、一般市区町村の業務でもある」という認識を定着させていくのが必要だと考えています。	打越 綾子
マイクロチップの普及については、他の標識（個体写真、犬種等、鑑札）等と組み合わせて飼い主に信頼を得ることが大事と考える。また、国、自治体で統一した管理をすることも信頼につながると考える。 動物愛護管理担当職員のあり方については、配置することに異存はないが、都としてしっかり方向性を示すことが必要。新型コロナの影響も心配。	田畑 直樹
(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化 ・人生は何が起こるかわからないので、飼い主には、万が一に備えて、飼養動物の引受先を事前に探し、みつけておくことの重要性についても啓発してほしい。 (3) 多頭飼育に起因する問題への対応 (4) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策 ・多頭飼育崩壊を含む動物虐待は早期発見・早期対応が鍵となる。法改正により、「動物の適正飼養のための規制」が強化され、都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等が規定されたので、相談があった場合、速やかな視察及び立入検査等を実施する体制としてほしい。 ・ネグレクト等疑いのある一般飼い主への対応は、保健所をもつ区市が行っているが、各区で対応に差がある。そのため、特に獣医師等がない区市に対しては、東京都動物愛護相談センターがサポートしていく体制が必要。また、行政職員が判断に困らないように条例などで動物虐待特にネグレクトの具体例を明文化し、対応方法や流れ、判断に困ったときの相談機関等の連絡先などをガイドライン等にまとめることにより、東京都全体の動物福祉向上に繋がると考える。 (5) 地域における適正飼養の推進のための人材育成 ・子育て中などフルタイムで仕事していない獣医師や動物看護師などの有資格者を（条件等は必要ではあるが）パートタイム等で雇用することにより、指導的役割を果たす人材の確保に繋がると考える。	町屋 奈
動物取扱責任者の要件の厳格化にあわせて、一般の飼養家庭にも一定の飼養管理の知識や技能を持つ飼養責任者が必要ということも考慮する。	崎田 克康
特に意見はありません。	村中 志朗

令和2年度

第3回東京都動物愛護管理審議会 議事録

<p>不適切な状態での多頭飼いの状況が、退っ引きならなくなってからの対応では遅すぎです。</p>	<p>平野 祐子</p>
<p>異議なし</p>	<p>鈴木 奈保子</p>
<p>(2) 法改正等の動向を踏まえた対応について ① 動物の適正飼養の啓発と徹底 ・ マイクロチップ挿入医療に限らない、装置装着の普及啓発の検討。 (理由) IT技術が進化し、個体識別は首輪に着ける小型の装置で、GPSとスマートフォンで可能となっています。 ・ 市区町村に対し動物愛護管理の専門部局設置をサポート。 (理由) 適正飼養などの初期情報は市区町村に届きやすい。 ・ 動物愛護管理専門部局は、町会担当部署との連携が望ましい。 (理由) 動物の問題は、飼い主のいない猫、ペットを問わず、地域の問題、住民同士のトラブルがほとんど。 (多頭飼育も同様)</p>	<p>工藤 久美子</p>
<p>マイクロチップ装着の普及啓発については、すでに都民から動物病院へ質問も来ているため、分かり易いリーフレット等を作成し保健所や各動物取扱事業所にて配布するのが良いと思います。 市区町村における担当職員のあり方は各自治体により曖昧で、ボランティアとの協力が手探り状態であるため、職員のできることを明確にして欲しい。飼養状況に問題のある飼い主との交渉はボランティアのみでは困難なため、職員が積極的に現場に出られるよう人員を確保して欲しい。</p>	<p>友森 玲子</p>
<p>マイクロチップ装着の普及啓発についてはあまり良いアイデアが浮かびませんでした。SNSの活用など幅広く実施できると良いのではないかと考えました。担当職員の在り方についてですが、メディアエーションの技法を身につける等の研修によるスキルアップができると良いと思います。その他、教育現場において動物飼養に関するルールについての法教育など実施してはいかがでしょうか。御検討ください。</p>	<p>光永 謙太郎</p>
<p>犬猫をはじめとするペットを飼い始めるときには第1種動物取扱業、第2種動物取扱業に関わらず、所有者明示、逸走防止、終生飼養、室内飼育、不妊去勢手術など「適性飼養」の必要性と、より動物がその動物種らしく生きられるよう「アニマルウェルフェア」の重要性を新しい飼い主に説明することを、都として強く発信いただきたい。(多くの人が手に届くよう印刷物などを配布など)</p>	<p>滝川 クリステル</p>
<p>マイクロチップ装着を誘導するような支援措置を行政として実施すべきです。区市町村における担当職員については、十分な研修体制を作るべきと考えます。</p>	<p>高倉 良生</p>
<p>国会議員の先生方の力でマイクロチップ装着を義務化、可決されました。今後は都の方から区市町村への指導強化を図るべき。</p>	<p>中屋 文孝</p>
<p>特になし。</p>	<p>宇賀神 雅彦</p>
<p>意見等はありません。</p>	<p>高橋 豊</p>

<p>(2) 法改正等の動向を踏まえた対応について</p> <p>② 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進</p>	
<p>問題ないと思います。</p> <p>具体的な数値設定については弊害も多いかと個人的には思いますが、今後十分に検討されることを期待します。</p>	<p>武内 ゆかり</p>
<p>1. 致死処分の内訳について</p> <p>「②引取り・収容後死亡したもの」は事故や傷害、疾病の悪化による死亡とされます。①の中には「苦痛からの解放が必要なもの」を含んでいるので、収容中に疾病等が悪化したものに積極的に安楽死処置を施せば、②を減らすことはできるはずですが、①が増えたとしても、②を減らすことの方が、動物愛護の観点から重要かと思えます。</p> <p>2. 地域の飼主のいない猫対策の定着・普及</p> <p>この問題は特定地域の実状を把握し、法律や条例全体の考え方や整合性を歪めてしまう懸念が残されたままのように思えます。本当に定着・普及させることが適当なのか、慎重な議論が必要だと思います。</p>	<p>八神 健一</p>
<p>動物の致死処分数の減少については、もともと引き取り数・処分数の多い自治体の目標にはなり得ますが、もはや限界近くまで努力してきた東京都においては、この「看板」に苦心するのを、そろそろ卒業すべきではないでしょうか。むしろ、譲渡適性の基準、致死処分を毅然と判断する基準、そして致死処分の際に動物への配慮に満ちた安楽死の手法について議論することの方が重要ではないかと思えます。</p>	<p>打越 綾子</p>
<p>数値設定については必要と思う。目標に近づくほど達成の難易度は上がるのでその辺を加味してほしい。</p> <p>都の表現統一については改正案に賛成です。殺処分ゼロはあり得ない目標でどうしても救えない命は出てしまう。これらをはっきり示すことでより正確に把握が可能となる。殺処分の基準については内規にしても、啓発用としても具体的にしておくことが大事だと考える。</p>	<p>田畑 直樹</p>
<p>(2) 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保</p> <p>・人馴れしない又問題行動があるが、修正の可能性及び譲渡に適す可能性が高いと判断された動物については、どうしても保管期間が長期化傾向になることから、行政施設内の保管期間は期限を設け、外部のトレーナー及びボランティアに委託することも検討。</p>	<p>町屋 奈</p>
<p>現在の数値はこれまでの取組が効果的であったことが考えられるので、引き続きこの数値が増加しないように取組を継続する。</p>	<p>崎田 克康</p>
<p>特に意見はありません。</p>	<p>村中 志朗</p>

令和2年度

第3回東京都動物愛護管理審議会 議事録

迷子になった場所が複数の行政管轄に隣接していることもあるので、行政区分を超えて迷子の届出の一元化を推進していただきたい。引き取り率を上げ、致死処分減につながるかと思われます。	平野 祐子
異議なし	鈴木 奈保子
基本指針の殺処分3分類と統一 (理由) 3分類に関わらず、一般的には「致死」よりも「殺処分」が定着しています。	工藤 久美子
致死処分数減少のための具体的な数値目標は必要ないと考えています。動物の引取数が減少している東京都では、数字よりも動物の個体に合わせた管理に重きをおかないと、動物の評価のブレが生じる恐れがあります。文言の統一は混乱を避けるために積極的に行って欲しい。	友森 玲子
文言の統一については賛成です。数値目標についても、設定しないよりはした方が良いと思います。既にある指標の0頭や100%を達成することも大切ですが、新たな情報を設定することも検討してみたいかでしょうか。	光永 謙太郎
飼い主のいない猫、特に幼齢猫が多数産まれている地域を重点対策地域として、不妊去勢されていない猫のTNRを徹底し、新たに生まれてくる幼齢猫の数を減少させる。その際にボランティアが手術費用を持ち出すことなく実施できるよう、市区町村の支援体制をより充実させていただきたい。そのために、地域の獣医師会にも協力いただけるよう都として要請を出していただきたい。	滝川 クリステル
病気やケガなどにより致死処分される動物についても少しでも助けられるような新たな対応も検討すべきと考えます。	高倉 良生
数値目標をゼロに設定するよりも飼育放棄ゼロを目指すよう進めてもらいたい。	中屋 文孝
特になし。	宇賀神 雅彦
意見等はありません。	高橋 豊

(2) 法改正等の動向を踏まえた対応について

③ 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

問題ないと思います。	武内 ゆかり
産業動物及び実験動物の適正な取扱いに係る監視指導 ①都が所管する畜舎等の監視指導体制の確保は、考え方として理に合っているように思います。 実験動物についても、「都が所管する研究機関等における実験動物の適正管理に関する検証」を検討してもよいように思います。	八神 健一
ペットショップやブリーダーといった販売業に目がいきがちですが、他の業態も問題が増え始めているように感じます。最近では、猫カフェ、保護猫カフェなども、店舗数が増えるにつれて次第にニーズが飽和化し、問題のある事案も出てきているように思います。また、団体譲渡を受けている人々など第二種動物取扱業者に対しては、現在では法律上は届出を受け付けることしかできませんが、適正な運用ができていなければ、指導する権限などを東京都条例で独自に作っても良いのではないかと思います。	打越 綾子

令和2年度

第3回東京都動物愛護管理審議会 議事録

周知徹底方法：SNSなど新しいメディアの活用 ・ボランティアの育成、活用 ・相互に見守る態勢は大事 監視、指導の在り方：これこそボランティアの育成と活用が必要と思われます。 関係機関との連携も必要。	田畑 直樹
(1) 動物取扱業の監視強化 ・新たな規制等を表にまとめ、各項目を可か不可の2択で評価し、現場で簡単にチェックできるようにすること。 ・視察する際は、できるだけ、事前予告なしに訪問すること。 ・環境省が作成する犬猫の第一種動物取扱業の飼養管理基準の他に、都で必要と考える基準等を追加することや、その他の動物種の基準等を先行して作成することを検討。	町屋 奈
動物取扱責任者研修の対象者宛に、動物取扱責任者として何が必要となるかを具体的な例を挙げて丁寧に説明する。	崎田 克康
特に意見はありません。	村中 志朗
犬猫の繁殖の回数、月齢、販売するケージの広さなどの条例化を求めます。	平野 祐子
異議なし	鈴木 奈保子
都の担当所管に限らず、区市町村の担当部局とも、周知徹底及び監視指導方法の連携を検討。 (理由) 都民等からの初期情報の多くが、区市町村に届いている。	工藤 久美子
新たな規制の周知徹底については更新時のほか、責任者講習で詳しく説明を行うのが有効だと思います。資料を配布しても見ない事業者が多いと考えられます。 東京都は動物取扱業者が多いため、継続的で現実的な監視指導のために民間委託も検討して欲しい。また動物を利用したカフェなどの業態で、展示しつつ販売・斡旋するなど販売方法、展示方法も複雑になってきているため、各事業形態に合った指導内容を都民からの情報提供をもとに作り上げて欲しい。	友森 玲子
ペナルティの強化も必要だとは思いますが、適正に飼養できている事業者等に対するインセンティブを何か設けられないかと思いました。また、飼養状況の公表などは市民が容易にアプローチできるように情報発信がされると良いと思います。	光永 謙太郎
動物取扱業者や販売業者の飼育環境、飼育方法をアニマルウェルフェアの観点から、地域の獣医師会に協力いただくなどして重々チェックいただきたい。(年に1度程度、担当職員が訪問するだけでは足りないのではないかと感じる) そこにいる動物が、その動物種らしく生きているのか。またその個体に合わせた環境整備、ケアが行われているのかを重視し、優良とされる業者には都からお墨付きを出すような取り組みも検討いただきたい。	滝川 クリステル
実効性を持たせるために「動物ポリス」のような新たな監視の在り方も検討すべきと考えます。	高倉 良生
特になし。	宇賀神 雅彦
意見等はありません。	高橋 豊

(2) 法改正等の動向を踏まえた対応について	
④ 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応	
問題ないと思います。	武内 ゆかり
特に意見はありません。	八神 健一

<p>飼い主の責任問題について</p> <p>災害が発生した際に、東京都内では、避難所に逃げるという選択肢は他の自治体に比べて、（飼い主は）あまり頼りにしてはならないと思うのです。人口過密で道路も狭小という土地柄で、地震の場合には、瓦礫によって道路は寸断されますし（避難所から自由に移動できなくなる）、大火災が発生する可能性が高いです。つまり、避難所で暮らすことの安全性さえ、決して保障できないのではないのでしょうか。</p> <p>となれば、災害時の行政の限界を、もっと正直に都民に語るべきではないかと思います。つまり、避難所での様々なトラブルへの準備を、行政の責任として引き受けるのではなく、「ペットは多種多様、哺乳類からは虫類までいて、大きさも異なるし、気質も異なる。行政側では責任はとれません。ペットを守るのは、飼い主さん、あなたの責任です」と明言するくらいの勇気がほしいところです。</p> <p>人獣共通感染症問題など</p> <p>ダニ媒介性脳炎や狂犬病など、人獣共通感染症が具体的に発生・蔓延する状況をリアルに想定し、いざという時に迅速かつ正確に対処する準備をしておくべき状況になってきたと思います。</p> <p>この場合、都民への一層の普及啓発をするためにも、公衆衛生獣医師としての専門知識を「どうやったら素人にも分かりやすく伝わるか」を戦略的に考えていただきたいです。自然科学系の専門家の方は、一定の専門知識がある研究者・実務家同士で会話をすることが多いと思われ、同じ知識を持たない一般市民に対して「専門知識」をすることが苦手であり、時々、過度に単純化するところがあると思います。人獣共通感染症問題を、どういう順序で話せば一般市民にも伝わるか、説明の仕方を職員同士で話し合っしてほしいと思います。</p>	<p>打越 綾子</p>
<p>(1) 動物由来感染症：新型コロナ感染症にもみられるように未知の感染症は今後、増加することが考えられる。ヒトも動物も環境も一体的に考えていくことが大事。</p> <p>(2) 災害に備える：人も動物も災害時への対応を日頃から意識できるようにしておくことが大事。</p>	<p>田畑 直樹</p>
<p>(1) 動物由来感染症への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の新型コロナ感染症流行等も災害と位置づけられる。新型コロナのように猫科動物等に感受性が高い場合、新型コロナに感染した人が飼っている犬猫を一時預かるには、行政施設等で必要期間の検疫が必要となる。このようなケースを想定した施設内におけるマニュアル等も、職員の安全を守るためにも必要不可欠であると考えられる。センター内での体制が整っていれば、検疫を終えた動物については、民間団体が預かるなどの協力が可能となる。 <p>(2) 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所で同行避難を受け入れない理由には、アレルギーを過度に心配する意見が多い。外を避難場所に利用できる災害とそうでない災害で対応が違うため、災害の種類に応じた対策や事前説明などによる理解が必要と考える。 コロナ禍で大規模災害が発生した場合、従来の避難所運営では、感染を防げない。より広いスペースが人だけでも必要となるため、同行避難できる避難所はより限られる。そのため、平時からの準備・体制作りがより重要になると考える。 	<p>町屋 奈</p>
<p>新興感染症の流行時における避難所のあり方の中での同行避難をどうするのか、なにができるのかを検討する。</p>	<p>崎田 克康</p>
<p>特に意見はありません。</p>	<p>村中 志朗</p>
<p>特になし。</p> <p>私事ですが避難所設営訓練で実際に犬を参加させて行いました。理解ある人、ない人と賛否両論ありました。同行動物への対応の取組についてより多くの人へ周知されることを望みます。</p>	<p>鈴木 奈保子</p>
<p>他の道府県などとの連携を検討。</p> <p>(理由) 従来の大規模緊急災害動物対策では、先ず1番に全国各地から民間団体等がかけ付け、放置、放浪犬猫対策をしました。又、一部の獣医師等がVMATを組織しました。</p>	<p>工藤 久美子</p>

令和2年度

第3回東京都動物愛護管理審議会 議事録

<p>発災後の避難所における動物への対応が避難所長の裁量に委ねられる部分が多く、混乱を招いている。区市町村から各避難所に対し、実務レベルで役立つマニュアルや動物の保管場所の整備について具体的なサポートを行って欲しい。また、多頭飼育の家庭や動物取扱業者、学校飼育動物などについては具体的な避難マニュアルの確認を行なって欲しい。</p> <p>災害や感染症が出た場合の安全対策として、猫の完全屋内飼育、犬の放し飼い禁止、個体識別を徹底して行きたい。</p>	<p>友森 玲子</p>
<p>先日の狂犬病のニュースもありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により社会が感染症に対する衛生について意識が高まっていると認識しています。これを前向きに好機と捉え、積極的な施策やPR活動などを進めていけると良いのではないかと考えました。</p>	<p>光永 謙太郎</p>
<p>適正飼養と同様に犬猫を飼い始めるときに第1種動物取扱業、第2種動物取扱業に関係なく、新しい飼い主の災害対策に対する理解を深めるため、取扱業に携わる方が説明することを強く推奨いたします。</p> <p>東京都内の避難所のキャパシティを考えると、大半の犬猫と暮らす飼い主は在宅で一定期間過ごす必要があることを明確にし、その備えを徹底するよう都として情報発信を行っていただきたい。（広報誌、無料講習会の実施など）</p>	<p>滝川 クリステル</p>
<p>避難場所へのペットの同行避難の在り方や、都営住宅等に一時居住（避難）する場合の動物への対応等について具体策を示すこと。</p>	<p>高倉 良生</p>
<p>マイクロチップの装着を早期に徹底させて危機管理に備える。</p>	<p>中屋 文孝</p>
<p>特になし。</p>	<p>宇賀神 雅彦</p>
<p>新型コロナウイルスへの影響や対応は含まれていないことから、環境の変化の視点を踏まえたよりの確な対応を見出すことが求められると考えます。</p> <p>（災害発生時、避難所においてこれまで以上に人と人との距離の確保が求められ、収容人数が減ることにより、ペットへの影響が懸念されます）</p>	<p>高橋 豊</p>

<p>(3) 中間報告以降の主な施策について</p>	
<p>基本的に問題ないとは思いますが、以下のことも視野に入れておいた方が良いかと思いました。</p> <p>1) 猫の飼育頭数増加により、今後猫の同行避難が増える可能性があること</p> <p>2) 東京都の災害（地震等）については広域に渡る可能性が高いことから、近隣県との協力体制をあらかじめ作っておくこと</p>	<p>武内 ゆかり</p>
<p>特に意見はありません。</p>	<p>八神 健一</p>
<p>研究者との連携という場合に、「獣医系大学」という表現がどうしても抜けないのが残念です。これまで何度も発言しているとおり、人文科学（歴史学や倫理学）の考え方で動物を議論したり、社会科学（政策学、経済学など）の観点からペットをめぐる課題を研究し、シンポジウムなどをしていく必要があると思います。「獣医系大学」だけでは、動物そのものを見る議論中心で、視野が狭くなりがちだと思います。動物をめぐる社会問題は、人間同士の問題が大きいと認識すべきだと思います。（参考資料11）</p>	<p>打越 綾子</p>
<p>ペットの同行避難で最も重要なことは、ペットを災害対応ができるように日頃から訓練しておくことと考える。これを中心に啓発活動を。</p> <p>医学系大学、獣医学系大学、環境系大学等々、動物由来感染症、ヒト由来感染症、環境悪化による感染症など横断的、縦断的に議論する場が必要。</p>	<p>田畑 直樹</p>

<p>●動物の相談・支援体制の整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、職員及びボランティアのコミュニケーションスキル向上を図ることがより必要になると考える。（職員等の苦情を受けることがまれにあるため。） <p>●風水害時におけるペットの同行避難への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行避難を受け入れる際に、問題となるのはスペースである。比較的スペースに余裕があるのは教室のある学校等であるが、動物アレルギー及び衛生上の問題から断れることが多い。風水害時の避難は一過性であることが多いため、同行避難として受け入れてくれた学校には、アレルギー等の対策として、速やかにプロの清掃業者による徹底清掃を実施することとし、その費用は自治体が負担するなど対応が必要である。 ・区市町村により対応差があるため、例えば、近隣の区間での協力体制を構築するなど、区市町村による差をなくすような対策が必要である。 <p>●保護・収容動物の適正な取扱い・譲渡の促進に向けたガイドブック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引取り手数料免除対象を生活困窮者で多頭飼育又はその危険性がある場合の他、不適切飼養及び虐待されている動物等で速やかに保護が必要な場合なども手数料の免除対象として考慮してほしい。（手数料を払うくらいなら手放さないという飼い主がいるため） ・QOLの確保に向けた取り組みとして、施設内での保管が長期化しないようにフォスターファミリーの充実・活用を考慮。 ・新たな飼い主への譲渡促進として、希望者の負担を軽減するため譲渡事前講習会をやめ、詳細な事前聞き取り調査を譲渡会当日に実施する。 ・繁殖制限処置について、改正動愛法で適正飼養な困難な場合の繁殖防止が義務化されたことを受け、できるだけ不妊化手術済の動物を譲渡すること（獣医師が手術できないと判断した場合は除く）や飼い主に繁殖制限を任せる場合、期限内の手術済証明書を出してもらうなどの対応が必要（すでに実施済みでしたらすみません。） ・譲渡対象団体の条件で引き渡し手数料等を取っている場合、その料金額と正当性を確認すること。繁殖制限の実施についても要確認。 ・譲渡対象団体については、登録時のみ施設確認をするだけでなく、最低年に一回の施設視察は必要。特に都外の団体や複数の自治体から受け入れをしている団体については必須と考える。 ・動物愛護相談センターは、（特に譲渡可能な保管動物がいる場合）、土日祝日もオープンする。譲渡だけでなく、啓発の機会が広がると考える。 ・今後、東京都では「殺処分ゼロ」を前面にだすより、動物福祉に配慮した施設運営をしているなどポジティブな印象を与える表現が望ましい。 	<p>町屋 奈</p>
<p>動物愛護相談センターが適正飼養に関する相談先の中核をなすような存在と認識されるように整備する。</p>	<p>崎田 克康</p>
<p>特に意見はありません。</p>	<p>村中 志朗</p>
<p>異議なし</p>	<p>鈴木 奈保子</p>
<p>特に無し</p>	<p>工藤 久美子</p>
<p>風水害時における対応状況や課題について調査し、マニュアルを改訂していただいたことはとても良かったです。台風19号の際に停電、断水した千葉県でも避難所へのペットの立ち入りが認められなかったため、熱中症で入院した人がいます。風水害時や酷暑の時期などに避難所の屋内にペットが入れない場合は飼い主も屋外に留まることが多く、人的被害を引き起こしてしまいます。被害者を減らすためにも屋内にペットの避難場所を確保するよう整備が必要だと考えています。</p>	<p>友森 玲子</p>
<p>災害時の避難所におけるトラブルや譲渡時のトラブルの解決のための一助として東京都行政書士会の「行政書士ADRセンター東京」などのADR・民間紛争解決機関の活用、情報（連絡先等）を各種マニュアル・ガイドブックなどに掲載されると、市民のペットトラブル解決の手助けになるのではないかと考えています。御検討ください。</p>	<p>光永 謙太郎</p>

令和2年度

第3回東京都動物愛護管理審議会 議事録

各施策の中心となるべき、動物愛護センターの老朽化が先延ばしされている印象を受ける。 早期に移転・改築などの方針を示し、地域で活動するボランティアさんの活動をサポートしつつ、世界に日本の動物愛護精神、アニマルウェルフェアを発信するよう取り組んでいただきたい。	滝川 クリステル
介護関連施設にペットと共に入居・入所できるようにするための施策を進めること。	高倉 良生
特になし。	宇賀神 雅彦
意見等はありません。	高橋 豊

2 その他	
特にありません。	武内 ゆかり
危惧する事項として、新型コロナウイルス感染症の影響が動物愛護行政にどうであるか心配です。関係機関、関係団体とも情報を密にして実態把握が必要かと思えます。 実施する施策にも影響がでてくると思えます。	田畑 直樹
今後景気の悪化が避けられない状況下にあって、動物の適正飼養管理を推進することへの予算削減は避けられないので、知恵を出し合って費用対効果の大きな施策を実行して欲しい。	崎田 克康
参考資料13は大変わかりやすく、内容も納得できました。 問題はペットショップやネットでの販売では初めてペットを迎える方への踏み込んだ対応が急務と思われる。簡単な事前説明や飼育本、リーフレットでは伝わりません。安易な飼育をさせないためには特に初めての方への購入前の講習会による事前説明や購入後のパピー教室の義務付けをセットとすることも必要と考えます。 家庭犬として購入する場合の去勢避妊の義務化も視野に、購入時の価格として繁殖しない場合は値段を下げるなど差をつけることがあっても良いと思えます。	平野 祐子
新型コロナウイルス感染症拡大に伴いペットから人への感染があったと海外のメディアが報じたことにより、正確、未確定な情報がSNS等で流布されております。厚生労働省や環境省のHPでは正しい情報をお伝えいただいておりますが、なかなか払しょくされていないようです。これが一因となり動物に対する風当たりが強くない様、今後も動物愛護管理活動の推進がなされるよう希望しております。	鈴木 奈保子
飼い主のいない猫対策について ・飼い主のいない猫の問題は、正に地域の問題（住民間のトラブル）であるため、地域に親しい町会担当部署との連携が必要。 ・この対策についての、町会・住民への更なる普及啓発の強化方法を考えたいと思えます。	工藤 久美子
法改正により、自治体が担う動物愛護行政はより多様化・多面化している。 全てを担当職員が担うことができれば問題ないが、それが困難である場合は、きちんと業務を仕分けし、多数の動物愛護推進員をより有効活用するような体制を整備いただきたい。 動物愛護推進員の活用については、まだ市区町村で大きく異なることから、実際に動物愛護推進員として活動できるように、より新しくやる気のある都民が関われるようにしていただきたい。	滝川 クリステル
特になし。	宇賀神 雅彦
町田市では今年度から『人と動物との調和のとれた共生社会の実現』を目的とした動物愛護管理事業に、ふるさと納税を活用して取り組むこととしました。これまでの事業に加え、新規事業としてマイクロチップ装着推進の補助を開始しました。 ※参考：町田市ホームページ内のふるさと納税に関する記事 https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyouzaisei/furusatonouzei/furusato_tukaimichi.html	高橋 豊